

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日は、
當日と

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

第十条中「第十七条」を「第十六条」に改める。
行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を
次のように改正する。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原莊管理規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原莊管理規則の一部を改正
する規則
(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

規 則

◆規 則

目 次

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原莊管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県牛生産検査条例施行規則を廃止する規則
- 鳥取県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則
- 鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中 [八七、〇五〇円] [八六、〇五〇円]

[八七、〇五〇円] [八六、〇五〇円]

[八九、一五〇円] [八八、〇五〇円]

[八七、〇五〇円] [九〇、一

[八九、一五〇円] [八八、〇五〇円]

[八七、〇五〇円] [九〇、一

[八九、一五〇円] [八八、〇五〇円]

[八七、〇五〇円] [九〇、一

（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第二条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中 [八七、〇五〇円] [八六、〇五〇円]

[八九、一五〇円] [八八、一五〇円]

[八九、一五〇円] [八八、一五〇円]

[八七、〇五〇円] [九〇、一

のC十階層の項中 [八八、〇五〇円] [八七、〇五〇円]

[八九、一五〇円] [九〇、一

[五〇円] [八九、一五〇円]

に改める。

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表中第三条第六号に掲げる事業の項を削り、「第三条第七号」を「第三条第六号」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「第三条第九

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）」を「知事の指定する金融機関（以下「金融機関」という。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条中「商工中金」を「金融機関」に改め、同条第一号から第四号ま

での規定中「第八号」を「第七号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第四条中「商工中金」を「金融機関」に改める。

第五条中「行なう」を「行う」に、「商工中金」を「金融機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（雑則）

号」を「第三条第八号」に、「第三条第十号」を「第三条第九号」に改め
る。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県規則第六号

鳥取県知事 西 尾 四 次

別表の表1の項及び2の項中「0.055」を「b」と改め、同表3の項中「ほ場整備事業」を「土地改良総合整備事業（区画整理事業を基幹事業とするもの）に限る。以下同じ。」と、「0.055」を「b」と改め、同表4の項中「ほ場整備事業」を「土地改良総合整備事業」と、「0.055」を「b」に改め、同表5の項中「0.055」を「b」と改める。
別表の備考中2を3へ）、一つ次に次のように加える。
2 bは、第2条の規定により知事が定める利率とする。

第十七条第一項の表中「三千円」を「四千五百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県団体當土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県子牛生産検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十一日

鳥取県規則第八号

鳥取県子牛生産検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県子牛生産検査条例施行規則(昭和四十二年四月鳥取県規則第十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則をここに公布する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則

鳥取県水産試験場依頼試験規則(昭和三十二年六月鳥取県規則第二十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県 規則 第11号 4